

議事録

件名：	契約監視委員会（平成 22 年度第 6 回）
日時：	2011 年 1 月 20 日（木曜日） 15：00 ～ 15：40
場所：	JICA 特別会議室
委員：	川上 照男 有限会社オフィス・あさひ 代表取締役（公認会計士） 碓井 光明 明治大学大学院法務研究科教授 霞 晴久 優成監査法人（公認会計士、公認内部監査人、公認不正検査士） 鈴木 規央 シティユーワ法律事務所（弁護士、公認会計士） 金丸 守正 国際協力機構 監事
JICA：	小寺 清 理事 調達部（事務局） 植嶋部長他、数名 総務部、企画部、経済基盤開発部、理事長室各数名
議題：	1. 契約監視委員会での網羅的 point 検査結果の総括 2. 平成 22 年度の競争性のない随意契約（新規）の point 検査について

議事概要：

1. 契約監視委員会での網羅的 point 検査結果の総括

機構：今年度の契約監視委員会では、平成 21 年度に締結した競争性のない随意契約のうち、平成 22 年度においても競争性のない随意契約とせざるを得ないと考えられた 1,084 件の契約について網羅的な point 検査を行った。これまでの審議を踏まえて JICA 事務局にて整理した結果、競争性のある契約に移行し得るものが 11%（120 件）となり、全体の 9 割は競争性のある方式に移行するのは困難との結論となったので報告する。

委員：引き続き競争性のない随意契約とせざるを得ないとされたものについて、毎年「固定的に」発生するものについても、JICA の事業の特性上または契約の性質上、減らすことが困難であることの理由を付すことが必要。

機構：ご示唆のとおり、かかる理由につき明確にしたい。

委員：固定的に毎年発生するようなものであっても、システム関連の契約のように、一定期間の後に競争性のある方式で契約相手先を選定するものもあるので、この点についても明確にすべき。

機構：ご示唆のとおり。なお、家賃や光熱水料は毎年計上しているが、毎年計上するのではなく、契約を結んだ初年度に後年分も含めて計上するやり方もあると考えられるが、年によって変動するとの問題もある。

委員：引き続き競争性のない契約とすべきもののうち電気料金は自由化されているので競争が可能ではないか。

機構：海外では、電気料金も含めて契約相手先が限られているため随意契約とせざるを得ないものが多い。できるだけ、こういったものを特定して理由を分かりやすく明確にしたい。

2. 平成 22 年度の競争性のない随意契約（新規）の点検について

機構：平成 22 年度の 4 月から 11 月までの間で、平成 21 年度で事業が終わったものの洗い替えとして新規に生じた競争性のない随意契約が 130 件程度ある。これら契約につき、次回以降の委員会で詳細点検すべきものを選定していただきたい。これまでの点検と合わせて、これら新規の契約の点検をもって、平成 22 年度の競争性のない随意契約全体の点検としたい。

委員：競争性のない随意契約にかかる平成 22 年度の数値目標はあるか。

機構：随意契約見直し計画の数値目標を達成すべく取り組んでいるが、アフガニスタン支援関連等、新たな事業のニーズに応じて出てきたものが多い。

以 上